

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 6 月 2 7 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 松崎文好

署名委員 野崎清志

## 奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年6月27日(月) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市文化センター2階第2会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 なし
5. 議事に参与した者  
事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平  
笠利分室長 有川 衛  
住用分室長 茂木 幸生

6. 報告事項
  - ・出張報告
  - ・下妻市視察研修について
  - ・7月定例総会日程について

### 7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地の認定について

議案第46号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

- 議案第47号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第48号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第49号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・利用状況調査について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成28年第6回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に7番松崎文好委員と8番野崎清志委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第43号から議案第49号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代

理に交代して議事を進めたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.23につきましては、使用貸借権設定の案件でございます。受人は新規で8ページには営農計画書も添付されており、取得地には桑を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.24につきましては、贈与による所有権の移転でございます。12ページにありますように受人は、スモモ・野菜47.4アールを栽培しており、取得地にもスモモを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.25につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で28ページには営農計画書が添付されており、取得地には果樹・野菜等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.26につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で36ページには営農計画書が添付されており、取得地にはマンゴー・タンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.27につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規で46ページには営農計画書が添付されており、取得地にはバナナを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上5件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。

議長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

1 番

〈前山委員〉

農地法第3条の規定による許可申請No.23の譲受人について報告いたします。

6月21日夕方渡人の自宅を訪問しまして調査をいたしました。平井議員が担当調査委員という事で私も同席しまして調査しました。譲受人と譲渡人は義理の姉弟の様でございます。取得後の土地ですが4ページの方には花木というふうに書いてございますが、桑を栽培するという事でございますので訂正をお願いいたします。こちらは農振地区内の1種農地で以前は渡人の方でタンカンを植えておりましたが、管理不行き届きで全部枯れてしまって遊休農地になるのではないかと心配していたところが、今回そちらに桑を植えて耕作するという事でしたので是非お願いします、頑張って下さいと伝えました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

1 6 番

（平井委員）

農地法第3条の規定による許可申請No.23について調査報告をいたします。

6月21日18時譲渡人に直接お会いし、前山委員と一緒にお話しを聞く事が出来ました。渡人は建設業を営んで並行してタンカン栽培をしていたのですが、体調を崩された事と台風や豪雨によってタンカンの栽培を断念されたそうです。農地の所在、権利の設定に関わる対価等の記載内容には間違いのないとの事でした。

土地について報告いたします。9月22日18時頃に現地を確認いたしました。その場所はタンカンが以前栽培されていたのですが、現在は伐採されまた、耕耘され植え付けの出来る状態でした。周辺は他の方がタンカンが栽培されており特に問題はないものと思われます。以上です。

2 番

（西委員）

農地法第3条の規定による許可申請No.24について、6月21日（火）午前9時頃受人に平松の学習塾の方でお話を伺いました。受人は夫と息子さんと3人暮らしをしているそうです。受人は兄弟8名の長女で渡人は三男だという事です。今回贈与する理由としては島には帰る事もなく、農業もしないという事で贈与を受けるという事です。所有地が4,735平方メートルで野菜・スモモ等を栽培していて自家消費や地元の市場に出荷されているそうです。農機具は耕運機1台、管理機1台、草刈り機1台を持っているそうです。

す。受人の夫は年間90日程度農業をしているそうです。後継者としては息子さんが後を継ぐそうです。地番、面積等は申請書のとおり間違いのないという事です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

現地の方は、4筆に分かれています。1枚の畑になっています。この土地は受人が以前から渡人から借りていて、スモモ15本を植えていて管理された畑となっています。周辺の農地も果樹や野菜が植えられている状態です。以上です。

事務局

(池次長)

農地法第3条の規定による許可申請No.24の渡人について調査報告をいたします。

6月22日8時48分に電話をしました。渡人は神奈川で会社経営をなさっております。受人とは西委員がおっしゃったとおり姉弟の関係で、弟の渡人はもう奄美には帰って来ないという事です。そのため姉に譲りたいという事で別紙以下申請書のとおり問題ないという事を確認いたしました。以上です。

3番

(山下委員)

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請No.25の受人について報告をいたします。

6月20日午前9時に受人と直接お会いして申請書と申請地・経営農地の確認を行いました。受人と渡人は姉妹との事です。実家付近の農地の申請で実家には89歳のお父さんが一人暮らしをされているとの事です。お姉さんが管理しきれない農地を妹さんに管理して欲しいとの事で所有権移転の贈与の申請を出されたとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

現在の経営農地も実家付近の住用町大字川内でタンカン60本程栽培されておりました。草刈機と耕運機を所有し倉庫に保管しているとの事でした。普段はアルバイトをしているため土日や休日にご主人と二人で農作業をされているとの事でした。申請地までは自宅から30分以内で来られるとの事でした。申請地ではタンカン以外の柑橘類と野菜を栽培して販売していくとの事でしたので問題ないと思えます。以上で報告を終わります。

2番

(西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.25について報告いたします。

6月21日(火)午後6時頃渡人の自宅の方で聞き取り調査をしました。渡人は72歳の夫と二人暮らしをしています。渡人は4人兄弟の長女で受人は妹だという事です。今回贈与の理由としては夫が住用町川内の方で借入れ等をしていて年間200日住用の方まで通って人の畑で農業をしているそうです。もう年も取ったしガソリン代を含めて経費が掛かるので農業を辞めるという事で今回受人に贈与したいという事です。地番、面積等は申請書のとおり間違いのないという事です。以上です。

5番 (福島委員)

申請地についてご説明申し上げます。資料の27ページをご覧くださいれば右手上の方が集落で、この地区は以前水田が盛んな頃に集落民の苗代地区として使われていた所を、基盤整備をして区画整理をして今畑になっている土地です。先程報告がありました様に実の姉妹同士で何の問題ないと思われまます。6月24日午後4時半頃暑い日でしたので陽が沈んでから、永年農業委員をされていた申請人のお父さんにその場所を教えて頂いて現地に向かいました。その結果、申請地は営農計画書或いは申請書のとおりで、採草地として実際使われている土地で面積その他それ相当のちゃんとした土地です。周りに防風林等も植えられており営農計画書のとおり色々果樹、野菜とかにすぐに対応出来る土地です。以上です。

10番 (中棚委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.26について報告いたします。

譲渡人、譲受人は姉弟です。譲渡人に6月20日午前8時に本人に面会をして譲渡関係の書類に間違いのないという事で確認をしました。

譲受人には6月20日午後1時に現地の畑で面談し、現在本人はサトウキビとマンゴーを作っておられます。農業日数等については本人に確認して申請書のとおりですが、受人本人は今JAの現理事でもありますので権利関係には問題ないと思います。その周辺の土地に対してもサトウキビとか植えられていますので本人の取得には何ら問題ないと思います。

畑についてですが畑は笠利町Aコープの先で、赤木名から土盛行く線の一寸左手に小さなハウスがありますがそこで本人はマンゴーを作っています。その辺一帯に畑がありましてサトウキビも栽培されております。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。



農地法第3条の規定による許可申請No.27についてですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。

譲渡人は高齢で耳が遠くて奥さん同席の下で話しをお伺いしました。6月20日午前10時に書類関係を見せながら説明を受けて、息子であるため問題ないという事でした。

譲受人本人はその畑は実際自分が管理しているという事で、今後面積を増やしてバナナ、タンカンを植えて農業に従事するという事です。農業委員で私もその一角で畑をしていますのでその畑の譲渡については本人に現地で直接確認しております。周辺もサトウキビが作付けされております。

畑については赤木名外金久集落から旧道の赤木名・笠利線があるのですが、そこの右側下の畑総事業をした土地がありましてその一角ですので他の農地への影響もないと思います。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

議長

(松崎会長代理)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

今回の改革で新規就農者に農地を集積しましょうという事ですよね、こうして出て来れば新規就農になるのですか。新規就農者というのは何を指しているのでしょうか。若い人が農業をするのをいうのか、転職をして農業を始めた人なのか、退職をして農業を始める人なのか、その人達も新規就農という形を取っていると思うのですが、何を以て新規就農者というのかそれをはっきりしないと農地を集めようがないと思うのです。こういった営農計画書を出すという事は新規就農者と見なす、贈与の場合でも農地が入って来る訳ですのでこれから農業をやりますというのであれば新規就農者という考えでよろしいのでしょうか。

事務局

(池次長)

今一度その辺の所は農業委員会だけではなくて農林振興課の農政係と協議をして、その辺を理解して次回の報告議題としたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

15番

(吉委員)

<p>議 長</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>協議をして次回の総会で報告という事でよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 4 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)</p> <p>No. 1 5 につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設する</p>

ための申請であります。

申請地は用安の集落内の緑が丘に行く信号手前の県道沿いで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたします。

No.16につきましては、贈与による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は赤木名集落の信号機手前を名瀬方向から右に曲がってすぐの道路沿いで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたします。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(池次長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.15について、調査報告をいたします。

受人が大阪市淀川区に在住のため6月22日8時55分に電話をしまして確認いたしました。渡人とは姉妹です。受人の両親は用安にいまして二人の面倒を見に大阪から引き揚げて用安に家を造るという事です。許可申請の内容についてひとつひとつ聞いて本人に確認をしました。

続きまして、渡人につきましては大島郡龍郷町在住のため6月22日8時53分に電話をしまして確認しました。同様に話の内容を聞きましたら受人と同じ回答でした。申請書のとおり間違いのないという事でした。以上です。

13番

(土浜委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.15の土地について調査報告をいたします。

6月23日午後2時頃現地を調査しました。資料の53、54ページをご覧ください。申請地は県道バイパスに面した所にあります。県道より下の方は公民館や保育所等があり用安集落の中心地です。申請地の左側はサトウキビ畑で右側は駐車場になっています。上の方は幅3メートル程の農道が通っています。少し離れた所に数軒の家が建っています。地図にはありませんが最近新しく2軒程家が建っています。申請地は現在更地になっています。よろしく申し上げます。以上です。

10番	<p>(中棚委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.16について報告いたします。</p> <p>贈与となっておりますがこれは親子関係です。渡人は笠利町赤木名の三井整備場、ガソリンスタンド、タクシー会社の実質経営者です。受人は次男です。譲渡人には6月20日8時20分に面談し書類を実際に見せながら説明を受けて本人に間違いはないという事で承諾を受けました。譲受人には6月20日8時30分に現地で本人立ち会いの下、畑の状況とかを確認しました。現在本人は奄美市の社協に務めておりまして、今現在住まいは市営住宅ですが元々地元ですので、赤木名に住みたいという事で家を建てる計画になっています。申請地は64ページから66ページにあります。赤木名郵便局・赤木名中学校の校門の真正面辺りに所在地があります。今現在はサトウキビが少し植えてありますが、これは借り主に戻さすような話しをしてあるとう事で、現地の畑も確認しましたので問題ないと思います。よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4番	<p>(榮委員)</p> <p>No.15、No.16共に贈与なんですよ。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>No.15は土地取得費と入っていますので売買になり、No.16は入っていないので贈与となります。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>No.15が売買、No.16が贈与です。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」のこえあり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございま</p>

せんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第45号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の議案の朗読と説明)

No.16につきましては、平成5年頃から倉庫や駐車場として使用しており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は笠利町万屋の山下建設倉庫手前の県道沿いになります。

No.17につきましては、平成25年頃から休耕放棄しており、農地として利用できないための申請でございます。

申請地は和光町の和光給油所の斜め向かいの角地で現在は水道課の資材置場の一角になっている場所でございます。

申請地については担当調査委員の方から報告があると思いますので、よろしく願いいたします。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

11番

(肥後委員)

議案第45号非農地の認定についてNo.16の案件について調査しましたので報告いたします。

6月25日午前10時畑で農作業中の申請人にお会いし一時作業を中断して頂き聞き取り調査をいたしました。その後申請現地を確認しましたので併せて報告いたします。

申請地は72ページの地図のとおり万屋集落の外れ奄美空港との間の県道沿いに位置しております。この土地には74ページの写真のとおり約200平方メートルの鉄骨倉庫が建っており、倉庫内にはハーベスター4台、トラクター3台、乗用型防除機、トラクター装着用の植付機、深耕用リーパー2台、ホークリフト、2トンダンプ等が入っており、屋外には農業用資材等が多数置かれていました。この土地については以前農地なので変更申請をするように促した事がありましたが、許可はいただいているとの返事でそのままになっていた所です。申請人によりますと二十数年前倉庫を建てた時農業委員会から調査に来て許可を頂き、税金も宅地で納めているのでこれで良いと勘違いをしていたとの事でした。今回指導を頂きましたので改めて農地から外して頂き、農業用の倉庫と資材置き場として利用させて頂きたいと、申請に至った事情を語られ申請に間違いないのでよろしくお願ひしますとの事でした。私としては農業に寄与するための申請でもあるので認定する事に異議はありませんが、農地法に対する申請人の認識不足もある事ですので一筆始末書を入れてもらった方が良いのではないかと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。

16番

(平井委員)

議案第45号非農地の認定についてNo.17について報告いたします。

申請人とは直接お会いする事は出来なかったのですが、父親に6月21日18時にお会いして前山委員と一緒にお話しを聞く事が出来ました。書類にもありますが以前駐車場として利用していたのですが現在では使用していません。更地の状態であります。実はこの土地は以前第4条の申請をして許可は下りていたのですが本人が登記をしておらず現在に至っているとの事でした。この土地については77ページに案内図がありますが、場所は笠利方面から来ると和光トンネル手前に大きなガソリンスタンドがありますがその道向かいになります。場所は山裾になります。78ページには写真がありますが面積も69平方メートルと小さく周りは水道課の土砂とかコンクリート等の残土置場となっております。私が見たところでは農地としては不向きな場所ではないかと考えています。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案対する質疑に入ります。

15番

(吉委員)

	<p>非農地のNo.16について一寸お聞きしたいのですが、この地区は基盤整備地区であると思います。これは農振地域に入っていると思うのですが農振の除外もされるという事でよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>これにつきましては、農振地域には入っていないと土地という事で、土地基盤はしてありますが、土地改良事業直前かやっている途中に200平方メートルの倉庫を建てるという事で、その周辺と隣接している以前の織子養成所の隣は農振地域から外れています。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>地区外という事ですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>地区内ではありますが農振地域からは外しています。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>そんな事が出来ますか。基盤整備は農用区域でないと出来ないのではないですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>はい、一応原則はそうですけれども農業用施設としてその以前から使用していました。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>ここは農用区域ではないという考えですね。農用区域を非農地としてするのもおかしいものだと思いますので、1種農地ですからね。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>その件について実際に農用区域から外れているというのは、私も調べましたが合っていました。関係あるかどうか分かりませんが、飛行場が出来た時に万屋から和野の間の県道沿いは事情が揃えば農地以外のものに変更してという事を考えての飛行場を造る時の集落との証文があり口約束にしかありませんが集落と飛行場建設の時に話し合いをした経緯があります。今回土地改良された場所ですが調べましたら農用地域には入っていませんでした。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>只今の報告では空港建設時における申し合わせ事項でその周辺については農用地区内から外されているという事ですね。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>そういう意味ではないかと思います。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>これは調べましたら平成5年に確かこの宇宿の基盤整備事業は終わっているのです。それから8年と言いますから2、3年ですぐに倉庫を建てたのですね。そういう事情があつたのでしょうかね。今回出て来たというのは何故でしょうか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>地目が農地ですので変更するように申請をしてと以前話しをしたのです。ですけれども農業用倉庫は200平方メートルまでは農業委員会への届出で出来ますよね、私も計ってみたのですが丁度200平方メートル程なのです。そういった事でそれを建てた時に調査に農業委員会から来たと、それでOKをもらい役所からの税も宅地で払っているの自分はそので良いのだと思っていと先程説明しましたが、そういう理解であつたので勘違いをしていと、今回若し許可が下りたとしても法務局に行つて地目変更をしないとやはり畑のままですよと私は話したのですが、今回これが許可されれば早速そうしますという話しでした。倉庫を建てた時のその倉庫に対する許可は農業委員会の委員さん達から笠利町時代にやっているという話しです。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>許可は下りたのだけれども手続きをしなかつたという事ですか。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>いいえ、建てる事に対して許可が下りた事ですけれど、200平方メートルまでは農業用倉庫は申請で出来ますので。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>農業用倉庫としてね。</p>



1 1 番	(肥後委員) 宅地として税金も払っているのものでそれで良いだろうと思っていたようです。
1 5 番	(吉委員) 農業用施設として申請したのでしょうか。
1 1 番	(肥後委員) いいえ、農業用倉庫です。
1 5 番	(吉委員) これは許可申請書といって3条、4条、5条、非農地も出ていますが、この場で決定というのは許可なのか、承認なのか。
議 長	(前山会長) 4条、5条申請に関しては権限移譲を受けていますので奄美市の許可になるのですが、実際は県の農業会議ネットワークに意見を聞きましてその了解をもらって初めて許可になります。
1 5 番	(吉委員) ではこの場での許可という訳ではないのですね。承認という事ですね。
議 長	(前山会長) 農地法第3条と非農地はこちらの権限で了解が得られればそのまま許可となります。
1 5 番	(吉委員) これで決まるのか許可なのか、認定といいますか承認するのかどちらかと思ってです。
議 長	(前山会長) 非農地認定の場合は承認されこちらの方で許可になればそのまま許可になります。
1 5 番	(吉委員)

はい、分かりました。

4 番 (榮委員)

その許可指令書は権限移譲されている奄美市長名で出るのですか、会長名で出るのですか。

議長 (前山会長)

許可指令書は農業委員会会長名で出ます。

No.17の方も先程報告がありましたが4条申請が出され駐車場として許可を出している所ですが、地目変更がされていなかったために今回上がって来たという事です。地目変更の場合は本人が法務局にしない限り我々は出来ませんので、本人がしないとそのままなっているものが偶に出て来ます。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号 非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号非農地の認定については、審議の結果各項目適当と認めて許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第6

議案第46号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には平井委員に関する案件が含まれていますので平井委員の退席を求めます。

	<p>(平井委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第46号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第46号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。 平井委員の着席を求めます。</p> <p>(平井委員着席)</p> <p>日程第7</p> <p>議案第47号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には白石委員に関する事項が含まれておりますので、白石委員の退席を求めます。</p> <p>(白石委員退席)</p>

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(茂木住用分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第47号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>白石委員の着席を求めます。</p> <p>(白石委員着席)</p>
事務局	<p>日程第8</p> <p>議案第48号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p>

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第49号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、98ページの泉川の2件ですが前の合意解約であったのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

(有川笠利分室長)

これは、前の契約が6年間だったのですが借人がそこを返すというので、そのまま今度研修センターを卒業される方に貸し再設定をするという事です。

議 長

(前山会長)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・利用状況調査について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成28年 6月27日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進